

東京都北区飲用井戸の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は飲用に供する井戸の適正管理及び汚染時における措置を定めることにより、井戸の飲用水の衛生確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 飲用井戸の衛生管理は、設置者が自ら責任をもって行うものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、設置者の協力のもとに指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲用井戸（以下「井戸」という。）とは、飲用水を供給する井戸のうち、「水道法」（昭和32年法律第177号）又は「特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）の適用を受けないものをいう。
- (2) 設置者とは、井戸を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者をいう。

(責務)

第4条 設置者は、この要綱に基づき井戸の衛生管理を自主的に行うとともに、保健所長の指導に協力するものとする。

- 2 保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。
- 3 健康部長は、保健所長がこの要綱に基づいて、その業務を円滑に遂行できるよう必要な措置を講じなければならない。

(平常時の措置)

第5条 設置者は、井戸について次の各号の措置をとるよう努めること。

- (1) 井戸及びその周囲を常に清潔に保つなど、汚染防止措置を講ずること。
- (2) 井戸の設備状況について定期的に点検を行うこと。
- (3) 井戸水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無を毎日確認すること。なお、異常を認めたときは、原因を調査するとともに必要な水質検査を行うこと。
- (4) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定められている水質基準（以下「水質基準」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目に関する水質検査を毎年1回以上行うこと。ただし、個人住宅（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅）のみに飲用水を供給するために設

置するものにあつては、毎年1回以上行うことが望ましい。

- (5) 水質検査の結果、異常が判明したときは、直ちに保健所長に連絡してその指導を受けること。
- (6) 井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備に十分配慮すること。
- (7) 使用開始に当たっては、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（以下「消毒副生成物」という。）を除き（ただし、当該井戸周辺の地下水等からこれらの物質が検出されている場合は、この限りでない。）、水質基準の定められている全項目（ただし、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合は、別名ジェオスミン及び別名2-メチルイソボルネオールの検査を省略することができる。）について、水質検査を実施、水質基準に適合していることを確認すること。ただし、消毒を行っている場合は、消毒副生成物についても水質検査を実施すること。

2 保健所長は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 井戸の実態の把握に努めること。
- (2) 設置者に対して、井戸に関する衛生上必要な指導を行うこと。
- (3) 井戸の衛生に関する使用者等の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

（汚染判明時の措置）

第6条 設置者は、井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次の各号の措置をとらなければならない。

- (1) 当該井戸の使用者に汚染の状況を周知するとともに、井戸の使用停止等の措置をとること。
- (2) 使用停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- (3) 井戸の復旧に必要な措置を講じた後、水質検査を行うなど、飲用水の安全を確認してから井戸の使用を再開すること。
- (4) 飲用水の安全を確認できないときは、水道水を使用するよう努めること。

2 保健所長は、井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、井戸汚染処理票（別記様式）により受理するとともに、次の各号の措置をとらなければならない。

- (1) 設置者の協力を得て現場における調査を行うなど、汚染状況を的確に把握すること。
- (2) 重大な汚染であると判断した場合には、速やかに健康部長に連絡し、協議すること。
- (3) 汚染調査の結果、必要があると認めた場合は、水質検査を実施すること。
- (4) 汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、第6の1の規定に基づき適切な措置をとるよう、当該井戸の設置者を指導すること。

3 健康部長は、保健所長から汚染についての連絡があつた場合は、設置者への指導が適切に行われるよう、関係する行政機関に情報提供を行うなど、連絡調整に努めなければならない。

4 保健予防課長は、生活衛生課長から水質検査を依頼された場合は、速やかにこれを実施しなければならない。

(準用)

第7条 水道による等他に飲用水を得る設備を有している井戸のうち、飲用に供する井戸についても、この要綱を準用し、衛生確保に努めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に当たり、健康部長は必要に応じ細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。